

議第 52 号令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算 (第 14 号)
に対する附帯決議への対応について (事業継続支援事業)

1. 附帯決議事項 (R4.2.14 : R4.2 定例会議)

『事業継続支援事業(第4期)』にかかる補正予算については、令和4年2月定例会議において、次の附帯決議を付して議決された。

1. 事業の効果が早急に発現するよう、迅速な執行を図ること。

2. これまでの経過

令和4年2月14日	R4.2 定例会議[初日] 補正予算上程・議決
↓ (申請システムの構築、専用 HP の改修、コールセンターの設置、審査スタッフの研修等)	
令和4年3月16日～	申請受付開始
令和4年4月12日～	順次、給付開始
令和4年7月21日	R4.7 定例会議[初日] 補正予算上程・議決 (支援金 <u>原資増額</u>)
令和4年8月1日	申請受付終了
令和4年10月31日	事業終了 (委託期間終了)

3. 迅速な執行に向けた取組 : 申請受付から給付に要する期間の短縮

1) 第4期 申請～給付に要した日数 平均 25 日間 ← 第1～3期 約 40 日間

2) 取組内容

①審査の簡略化 : 国支援金の受給を要件とするため、審査項目減

②審査体制の強化 : ノウハウを有するスタッフの配置

③申請のオンライン化 : 紙書類の郵送でのやりとり減

<参 考> 事業継続支援事業 (第4期) 実績

給付件数	給付金額
21,010 件	2,895,200 千円

議第 52 号令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算(第 14 号)に対する 附帯決議への対応について（しが安心宿泊割引事業）

1. 附帯決議事項（R4.2.14：R4.2 定例会議）

エッセンシャルワーカーや家庭に高齢者や受験生がおられる方などを対象に、家庭や職場内での感染回避を目的とした宿泊に対し、経費の一部を支援する「しが安心宿泊割引事業」にかかる補正予算については、令和 4 年 2 月定例会議において、次の附帯決議を付して議決された。

- 1 事業の効果が早急に発現するように、迅速な執行を図ること。
- 2 しが安心宿泊割引事業の実施に当たっては、真に必要な方に支援が届くように細部について十分な検討を行い、効果的かつ公正な事業の執行を図ること。

2. 経過および実績

令和 4 年 2 月 14 日	R4.2 定例会議 [初日] に補正予算上程・議決 (びわこビジターズビューローへ事務委託)
令和 4 年 2 月 15 日	2 月 15 日 (火) からの宿泊を対象として制度開始
↓	
令和 4 年 3 月 31 日	3 月 31 日 (木) までの宿泊を対象として制度終了
	(利用実績) 件数：9,178 人泊、金額：42,431,000 円

3. 附帯決議への対応

(1) 迅速な執行に向けた取組

- ・予算議決後の翌日、令和 4 年 2 月 15 日 (火) からの宿泊を対象として制度を開始した。

(2) 支援が必要な方への周知

- ・エッセンシャルワーカー等に感染回避を目的とした宿泊支援を周知するため、下記の広報に取り組んだ。
 - ①関係機関への周知：各部局を通じて、保健施設、介護施設、医療施設、障害者施設、学校、救急、消防等へ制度案内を送付
 - ②WEB 広報：滋賀県 HP（新型コロナウイルス感染症対策のトップページ）やびわこビジターズビューロー HP での広報

- ③メディア広報：(びわ湖放送) 滋賀プラス1での情報提供
(エフエム滋賀) 滋賀プラスワンインフォメーションでの情報提供
- ④資料提供 : R4.2.15 に県政記者クラブへ提供

(3) 効果的かつ公正な事業の執行

①家庭や職場内での感染回避目的の宿泊であることを確認するため、宿泊時に利用者に「確認書兼同意書」を記入いただくことで、適切な制度運営を図った。

(利用者の傾向)

- ・利用目的は、家庭での感染予防が約7割、職場をはじめとする家庭以外での感染予防が約3割となった。
- ・利用者の約6割が20代～50代となり、その上位は40代、50代、30代の順となった。
- ・利用者の約9割が県内在住者となり、その上位は大津市、草津市、守山市の順となった。

②利用者へのアンケート調査を行い、利用状況について把握した。

(主なアンケート結果)

- ・「宿泊支援の情報をどこで知ったか」については、滋賀県HPをはじめとするWEBからの情報入手が約5割となった。
- ・「宿泊期間中に安心して過ごせたか」については、ほとんどの利用者が「安心して過ごすことができた」と回答した。
- ・「利用により、感染拡大防止に効果があったか」については、約7割を超える利用者が「効果がある」と回答した。